

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	ダルエスサラーム市交通機能向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,108,000千円 H29.12.31まで	H25.1.25 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 岡田眞樹在タンザ ニア大使 ウイリアム ・アウグスタオ・ムギム ワ財務大臣	H25.2.7 42号
タンザニア	タザラ交差点改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タザラ交差点改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	64,000千円 H27.7.31まで	H25.1.25 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 岡田眞樹在タンザ ニア大使 ウイリアム ・アウグスタオ・ムギム ワ財務大臣	H25.2.7 43号
タンザニア	貧困農民支援に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	380,000千円 H26.1.31まで	H25.1.25 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 岡田眞樹在タンザ ニア大使 ウイリアム ・アウグスタオ・ムギム ワ財務大臣	H25.2.7 44号
タンザニア	タボラ州水供給計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タボラ州水供給計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	76,000千円 H27.11.30まで	H25.3.28 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 岡田眞樹在タンザ ニア大使 ウイリアム ・アウグスタオ・ムギム ワ財務大臣	H25.4.23 161号
タンザニア	タザラ交差点改善計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タザラ交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,127,000千円 H31.12.31まで	H25.6.18 ドドワで (同日)	日本側 岡田眞樹在タンザ ニア大使 ウイリアム ・アウグスタオ・ムギム ワ財務大臣	H25.7.2 227号
タンザニア	第二次ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	第二次ダルエスサラーム市交通機能向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	104,000千円 H29.12.31まで	H25.11.11 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 松永一義在タンザ ニア臨時代理大使 サバシウス ・リクワエリレ財務次官	H25.11.25 345号
タンザニア	タボラ州水供給計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タボラ州水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,792,000千円 H30.12.31まで	H25.11.11 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 松永一義在タンザ ニア臨時代理大使 サバシウス ・リクワエリレ財務次官	H25.11.25 346号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。